

(公印省略)

6 飯福介第 1413 号
令和 6 年 12 月 24 日

居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様

飯塚市福祉部介護保険課長
(事業所係)

居宅介護支援及び介護予防支援における居宅でのアセスメント
及びモニタリングでの特段の事情等の判断について (通知)

標記の件につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 7 号及び第 14 号並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 30 条第 7 号及び第 16 号において、アセスメント及びモニタリングは「特段の事情」がない限り、利用者の居宅を訪問し行うものとされているところです。

この「特段の事情」について、令和 7 年 1 月 1 日以降、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。今後、別紙に記載している特段の事情に係る内容確認を市に対し求める場合においては、市ホームページに掲載しております「特段の事情に係る確認申出書」に必要書類を添えて、下記提出先まで提出ください。提出後、本市において内容確認のうえ、「特段の事情」に該当するかどうかを判断し、お知らせいたします。なお、本市に申出書の提出がないまま、事業者自らが「特段の事情」に該当すると判断し、アセスメントやモニタリング時に居宅を訪問していないことが判明するとともに、市が特段の事情に該当しないと判断した場合は、不適切な給付として返還を求めることがありますので、ご注意ください。

なお、本通知については、本市の被保険者に対する居宅訪問における特段の事情の判断についての方針を示したものであり、居宅訪問を不要とするものではありません。事業者の皆様におかれましては、引き続き適正な介護サービスの提供につながるようアセスメント及びモニタリングについては居宅訪問を行った上で、実施していただきますようお願いいたします。

記

1. 「特段の事情に係る確認申出書」提出先：飯塚市役所介護保険課事業所係
2. 申出書掲載先：ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護保険事業者向け情報 > 居宅介護支援及び介護予防支援における「特段の事情」の取扱いについて

【問い合わせ先】

飯塚市役所介護保険課事業所係
0948-22-5500 (内線 1657~1659)